

【 社会保障・税番号制度<マイナンバー>取り扱いについて 】

平成 28 年 1 月 1 日より、マイナンバーの運用が開始されます。登録者の方におかれましては、所得税源泉徴収・労働保険加入喪失・労災申請時等に必要となる為、当社の要請に従い個人番号のご提出をお願い致します。

実際にご提出が必要になるのは平成 28 年 1 月度以降の給与が支給される方になります。以下の内容をご確認ください。

[個人番号提出について]

平成 27 年 10 月以降に各市区町村より住民票の住所の世帯主宛に郵送される、「**番号通知カード**」の**コピー**をご提出ください。**※本人と被扶養者全員分**が必要になります。

※住民票と居住住所が違う等の為「番号通知カード」がお手元に無い場合、「**個人番号の記載された住民票の写し**」を取得しご提出ください。

- ・お預かりした個人番号は、健康保険・厚生年金保険関係届出事務、雇用保険関係届出事務、労働災害補償保険関係届出書類、国民年金第 3 号被保険者関係届出事務、給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務に使用いたします。
- ・前項の範囲の事務を外部に委託するにあたり、特定個人情報を委託先に開示または提供いたします。

平成 28 年 1 月度以降に勤務された方につきましては、1 月度給与明細発行時に改めまして個人番号提出のご案内をさせていただきます。要請のあった際には、すみやかにご提出いただきますようお願いいたします。